第二十五条の三の二第一項中「法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第二十五条の三の二第二項第五号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三の三第一項中「第二十七条」を「第三十七条」に、「法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定」を「調整前連結税額（この条の規定及び税額計算特例規定」に、「とし、」を「をいい、」に、「「調整前連結税額」という」を「同じ」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第二十五条の三の三第二項第五号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の二の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三の三第二項第五号中「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の三」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用がある場合における税額控除特例規定の適用については、租税特別措置法第六十八条の九第六項第二号中「次に掲げる規定」とあるのは、「次に掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三の規定」とするほか、税額控除特例規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の四第一項中「第三号」を「第四号」に改め、「「前条第七項及び第八項」とあるのは「前条第七項及び第八項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」と」を削り、「又は第六十八条の十五の四第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第六十八条の十五の四第三項又は」を「第六十八条の十五の四第三項の規定、」に、「若しくは第二十五条の二の三第三項」を「又は第二十五条の二の三第三項」に、「又は第六十八条の十第四項」とあるのは「若しくは第六十八条の十第四項」と、「該当するものに」を「該当するものその他これ」に、「該当するもの又は」を「該当するもの、」に、「若しくは第二十五条の二の三第四項」を「又は第二十五条の二の三第四項」に、「に該当するものに」を「に該当するものその他これらの金額」に改める。

第二十五条の五第一項中「第六十四条又は第六十五条」を「第七十四条又は第七十五条」に改め、同条第二項中「第六十八条の九第十二項第三号」を「第六十八条の九第六項第六号」に改め、「及び同法第六十八条の九の二」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十六条第一項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に、「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条の三第一項中「第六十四条」を「第七十四条」に、「第六十五条」を「第七十五条」に、「第二十七条第一項」を「第二十六条の八第一項及び第二十七条第一項」に改める。

第二十六条の四第四項を削り、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十六条の八第一項中「第十八条の八第一項各号」を「第十八条の九第一項各号」に改め、同条第二項中「第十八条の八第一項第二号」を「第十八条の九第一項第二号」に改め、同条第四項中「第十八条の八第一項第一号」を「第十八条の九第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十八条の八第二項第二号」を「第十八条の九第二項第二号」に、「及び第二項第一号及び第十項第一号」に改め、「同条第一項」の下に「、第五項及び第十項」を加え、同条第五項中「第十八条の八第五項各号」を「第十八条の九第五項各号」に改め、同条を第二十六条の九とする。

第二十六条の七の次に次の一条を加える。

（連結法人の福島再開投資等準備金）

第二十六条の八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、同条の認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下この条において「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。）に係る積立期間（当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間として財務省令で定める期間をいう。第四項及び第十二項第二号において同じ。）内の日を含む各連結事業年度において、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用（第一号において「施設新設等費用」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により福島再開投資等準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により福島再開投資等準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された施設新設等費用の支出に充てるために積み立てる資金の総額として財務省令で定める金額（次号イにおいて「投資予定額」という。）の二分の一に相当する金額

二　当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係るイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　投資予定額

ロ　当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下第四項までにおいて「前連結事業年度等」という。）から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額（第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る同項の福島再開投資等準備金の金額（ロにおいて「単体福島再開投資等準備金の金額」という。）がある場合には、当該単体福島再開投資等準備金の金額を含む。以下この条において同じ。）に相当する金額